

家庭用洗淨剤・漂白剤等の警告表示の あり方について

平成 7 年 6 月

表示・取扱説明書適正化委員会

《目 次》

はじめに

| | |
|----------------------------------|----|
| I. 目的と意義 | 1 |
| II. 総論：家庭用洗剤・漂白剤等の警告表示に関する基本的考え方 | 2 |
| (1) 表示内容を検討する際の考慮すべきチェック項目 | 2 |
| ①当該製品に含有される化学物質（原料）の生物学的安全性 | |
| ②当該製品に含有される化学物質（原料）の化学的安全性 | |
| ③当該製品（洗剤・漂白剤等）で想定される危険の事前評価 | |
| ④類似・関連製品の事故事例や海外製品の表示の調査と評価 | 3 |
| ⑤関連する法規制 | |
| ⑥業界団体の自主規格・基準 | |
| (2) 警告表示項目の選択手順 | 3 |
| ①法規等による表示規制 | |
| ②業界の自主基準による表示 | 4 |
| ③事前評価による表示項目の選定 | |
| ④効果的な表示方法の選定 | |
| (3) 警告指示文表現の一般的留意事項 | 4 |
| ①正しく読みとられるための配慮 | |
| ②読む気にするための配慮 | |
| (4) 警告表示の作成ガイドライン | 4 |
| ①警告表示の内容検討 | 5 |
| ②警告表示作成時の具体的留意事項 | |
| ③警告表示の要素 | |
| ④被害の程度と警告のためのシグナルワードの定義 | 8 |
| ⑤危険回避および応急処置に関する表示例 | |
| ⑥警告表示の区分とレイアウト | 9 |
| III. 各論：家庭用塩素系製品の警告表示のあり方について | 10 |
| (1) 『家庭用塩素系製品』の範囲 | 10 |
| (2) 警告表示に関する考え方 | 10 |
| (3) 表示内容を検討する際のチェック項目 | 10 |
| ①当該製品に含有される原料化学物質の生物学的な危険の評価 | |
| ②当該製品に含有される原料化学物質の化学的な危険の評価 | |
| ③当該製品として使用される際に想定される危険の評価 | 11 |
| ④関連する法規制および自主基準 | |

| | | |
|----------------------------------|-------|-----|
| (4) 『家庭用塩素系製品』のラベル等に表示されている警告表示 | ----- | 1 1 |
| ①危険回避のための警告表示例 | | |
| ②事故発生時の応急処置に関する表示例 | ----- | 1 3 |
| (5) 警告効果向上のための表示改良案 | ----- | 1 4 |
| (6) 現行表示と本ワーキンググループで検討した表示(案)の比較 | --- | 1 5 |
| ①容器正面(表)の特別警告表示例 | | |
| ②容器裏面の表示例 | ----- | 1 6 |

付表

| | | |
|------------------------------|-------|-----|
| 【表-1】 絵表示(図記号, シンボルマーク) | ----- | 1 7 |
| 表示・取扱説明書適正化委員会委員構成 | ----- | 1 9 |
| 表示・取扱説明書適正化委員会個別品目(家庭用塩素系製品) | ----- | 2 0 |
| ワーキンググループ委員構成 | | |

はじめに

家庭用洗剤・漂白剤等も一般の化学製品と同様に、新しい素材や技術の開発により、より安全で効果のある製品づくりの努力が続けられている。

しかし、家庭用化学製品は内容成分が目に見えず、また製品の形態、使用対象物、使用場所、使用方法等が多様であるという特徴から、家庭用製品の中でも、製品の安全性確保および誤使用によって起こりうる危険の回避への配慮が望まれる。家庭用洗剤・漂白剤等の使用者は、専門的な知識をもっていないことを前提にした安全に取扱いができる分かりやすい表示の実施が重要になる。

平成7年7月の『製造物責任法』の施行にむけて、『表示・取扱説明書適正化委員会（通産省）』では、「消費生活用製品の取扱説明書等のあり方について（平成6年10月）」および「消費生活用製品の警告表示のあり方について（平成7年2月）」の二つの報告書を作成した。各業界または事業者は、この報告書の趣旨に沿って自主的により良い警告表示の指針を作り、活用することが期待されている。

本報告書は、上記のような状況をふまえ、『表示・取扱説明書適正化委員会（通産省）』の個別品目（家庭用塩素系製品）ワーキンググループにおいて討議・検討した結果をまとめたものである。化学製品の性格上、起こりうる危険の種類、程度、頻度は商品毎にそれぞれ異なるものであり、本報告書を指針にしてさらに細かな製品群単位での表示の検討が望まれる。

I. 目的と意義

本報告書は、家庭用洗剤・漂白剤等の容器本体への警告表示を作成するに際して、想定される危険や被害の予測と分類および危険情報の表示方法についてのガイドラインとなるように作成されたものである。第一部『総論』においては、警告表示を行うに当たって考慮すべき原則的な事項を記述し、第二部『各論』では、より具体的に『家庭用塩素系製品』の表示のあり方を例示した。

実際にどの程度採用するかは、製品の特性、予見される使用の場や危険の程度等を考慮し、各事業者が自主的に判断すべき性質のものである。したがって本報告書は規格や基準といった性格を有するものではなく、各事業者が製品の警告表示を作成する際の指針として活用されることを目的に作成されたものである。

II. 総論：家庭用洗剤・漂白剤等の警告表示に関する基本的考え方

家庭用洗剤・漂白剤等に関する警告表示は、使用者がそれを使用する場において、必要情報を容易に理解できることが要求される。ここでは、使いきり製品という特性を踏まえて、主として限られた面積の容器ラベル上への表示のあり方について扱うものとする。以下に述べるような手順で表示内容の検討をした結果、表示することが望ましい項目を多数あげたとしても、製品本体へ盛り込める表示量には限界がある。製品毎の特性を十分に勘案し使用者に知らせる情報に優先順位をつけ、精選し明解かつ簡潔に表現する必要がある。

以下に表示内容を検討するに際して重要と思われる要素を順を追って記述する。

(1) 表示の内容を検討する際の考慮すべきチェック項目

- ① 当該製品に含有される化学物質（原料）の生物学的安全性
急性毒性、慢性毒性、発癌性、催奇形性、アレルギー性、皮膚腐食性、
生物濃縮性、生分解性、水棲生物毒性 等・・・原材料のMSDS（製品安全データシート）等の活用
- ② 当該製品に含有される化学物質（原料）の化学的安全性
爆発性、可燃性、酸化性、還元性、腐食性等・・・原材料のMSDS等の活用
- ③ 当該製品（洗剤・漂白剤等）で想定される危険の事前評価
 - ・製品の原料化学物質の含有状態に応じて考慮すべき危険の評価
配合組成物の濃度や液性から推定した誤飲、眼刺激、皮膚刺激等
 - ・製品の形態（包装・容器等）から考慮すべき危険の評価
エアゾール、ポンプスプレー、粉粒状、揮発性、飲料との類似性等
 - ・製品の使用方法から考慮すべき危険の評価
他の化学製品と混合した際の生成物
眼・皮膚との接触、吸入・誤飲の可能性等
 - ・製品の用途と使用対象物から考慮すべき危険・損害の評価
人体、動物、植物、家具、おもちゃ、電気製品、食器、食品等
木質、塗装品、プラスチック、ガラス、金属等
 - ・製品の使用場所・保管場所から考慮すべき危険の評価
密閉性の室内、火気のある場所、高熱、高温、直射日光、自動車内等

- ・製品の使用者から考慮すべき危険の評価
 - 幼児、高齢者、外国人、身体障害者、皮膚過敏症（アレルギー）の人、その他疾患（心臓疾患、喘息）の人等
- ・詰め替え、付け替え型の製品にあっては、移し替え時に生ずる危険の評価
- ・製品の品質劣化を防ぐための注意事項
 - 品質を損なう物質の混入、容器の混用、微生物の繁殖、希釈保存の禁止等

④ 類似・関連製品の事故事例や海外製品の表示の調査と評価

過去経験した事故事例や関連・海外製品の表示事例には参考になる多くの情報があり、活用することが望ましい。

⑤ 関連する法規制（法律，政令，省令，条例，告示・通達）

わが国には、化学物質およびそれを含有する化学製品について下記のような多くの法律や規制がある。これらの法規制は当然遵守する義務があり、法定表示は、まず何にも優先すべきである。J I Sなどの規格・基準には必ずしも強制力はないが、使用者の被害を防止するために定めたものについては、できるだけ考慮すべきである。

- ・消費者保護基本法
- ・食品衛生法
- ・薬事法
- ・毒物及び劇物取締法
- ・有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律
- ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・高圧ガス取締法
- ・消防法
- ・家庭用品品質表示法
- ・工業標準化法（J I S）
- ・不当景品類及び不当表示防止法（公正競争規約）
- ・環境基本法
- ・労働安全衛生法 等

⑥ 業界団体の自主規格・基準

『洗浄剤・漂白剤等安全対策協議会』等の業界団体が作成した使用者被害防止のための自主規格・基準は、協力して実施することにより効果を発揮できる。

（2）警告表示項目の選択手順

① 法規等による表示規制

- ・関連する法規制等による義務表示の確認（成分表示、禁止事項表示等）

- ② 業界の自主基準による表示
 - ・各関連業界の自主表示基準の確認
- ③ 事前評価による表示項目の選定
 - ・前項（１）－③の中の危険の程度と消費者の行動予測から判断し、重要度の高い項目を選択する。重要度は下記を参考にして判断する。
危険の程度（生命／身体／財産） × 予想される危険の頻度
- ④ 効果的な表示方法の選定
 - ・本体の限られた表示スペース内での分かりやすい、読みやすい表示量、文字の大きさ、デザイン、色等の検討と表示項目の選択・決定

（３）警告指示文表現の一般的留意事項

- ① 正しく読みとられるための配慮
 - ・単文構造で、一文節は短く。
 - ・敬語や謙譲語は使わない。
 - ・能動態表現とする。
 - ・専門用語・技術用語は必要最小限にする。
 - ・安心、安全の強調は誤解や誤使用を招く恐れがあるので控える。
 - ・定性的ではなく、定量的な指示表現とする。
 - ・消費者の理解度を適切に評価する（パネル調査等）。
- ② 読む気にするための配慮
 - ・分かりやすい言葉で、話しかけるように表現する。
 - ・重要度の高い順に記載する。特に重要な警告にあっては、表（正面）ラベルまたは裏ラベルの目立つ場所に記載するのが望ましい。
 - ・関連性の高い内容は、まとめて『使用上の注意』と事故発生時の『応急処置』とに区分して表示することが望ましい。
 - ・注意を喚起するために、色分け、読みやすい文字、絵表示、イラスト、解説図等の併用も考慮する。
 - ・あまり重要でない事項まで表示を行うと、真に重要な事項の告知が希薄になる恐れがある。

（４）警告表示の作成ガイドライン

消費者の安全を確保し、考えられる事故を未然に防止するため、危険の状態の種類、程度および危険の回避方法を表示する。

危険の回避のための特定の行為の禁止や義務の表示は理由のいかんにかかわらずそれに従うことを使用者には求めるが、特定の行為の禁止や義務を表示するだけでは、使用者が何故そうしなければならないかを理解できない場合がある。使用者のよりよい理解を得るためには、スペースを工夫してその理由やその表示する行為を守らなかった時に発生する結果の説明等、できるだけ具体的な情報を盛り込んで表

示することが望ましい。

一方、警告表示は、本体の限られたスペース内に、読みやすい文字の大きさと表記することが求められる。

上記の二つの要件を満たし、効果的な警告表示をするためには個々の製品の特性に応じて表示内容を優先順位を十分に検討して選定する必要がある。

さらに、洗浄剤・漂白剤等の製品は、その成分組成や用途、形状、使い方等多様でこれらの全ての製品を一括して扱うことは困難である。したがって、共通項以外の重要な警告表示については、さらにそれぞれの製品群ごとに関連業界を中心に自主的に基準を策定することが望ましい。

また、容器形態等によっては、製品容器本体のみへの表示には限界があるため、必要に応じて取扱説明書や外箱への表示も考慮する必要がある。

① 警告表示の内容検討

- ・取扱を誤った場合に、どんな危害や損害が発生しうるかを列挙する。
- ・危害や損害の程度はどれくらいか、発生頻度はどうかを推定する。
- ・その危害や損害を避けるためにはどうすればよいか、有効な行動を予測する。
- ・事故が発生した場合を想定して効果的な緊急処置を予測する。

② 警告表示作成時の具体的留意事項・・・(1)－③の事前評価に基づいて下記のような視点から重要な表示を選択する。

- ・表示をよく読んでから使用する旨
- ・製品の危険性に関する基本的性質・・・目、皮膚、吸入の刺激性・毒性
火気、高温、冷暗所、漏洩等
- ・適正な使い方・・・・・・・・手袋・マスク着用、用途限定、希釈等
- ・危険の使用（誤使用）の禁止・・・・・・・・他製品との混合、用途外使用等
- ・使用者の限定・・・・・・・・子供、疾病の人等への注意
- ・異常発生時の措置・・・・・・・・応急処置（水洗等）、医師の診断等
- ・保存・保管の方法・・・・・・・・腐食、破裂等の事故の防止
- ・廃棄の際の注意・・・・・・・・破裂、有害物発生、残留等の事故防止

③ 警告表示の要素

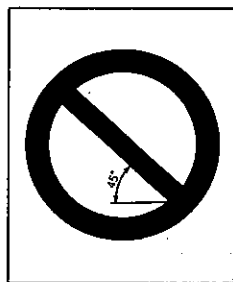
原則として『消費生活用製品の警告表示のあり方について（平成7年2月）』に準拠する。いろいろな製品に共通性が大きく、且つ重要な警告事項については、警告指示文に対応する「幾何学的な形状と色」+「シグナルワード」+「絵表示」を組み合わせて、関連業界と共同して分かりやすい表示モデルを作成して、消費者に普及していくことが望まれる。

a) 警告表示の幾何学的な形状と色

警告表示の幾何学的な形状と色は、JIS-Z9101(1995)、ISO-3864、『消費生活用製品の警告表示のあり方について』に準拠し、さらに、『化学産業におけるPL対策ガイドライン』（〔社〕日本化学工業協会・平成7年3月）の表示モデルを参考にして、下記のような基準で使用する。

・ 行動を直接規程するもの

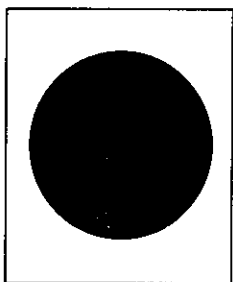
(1) 危険の発生回避のために特定の行為の禁止を表す場合には、赤色の円形に右



下がり45度の赤色の斜線を引いた形状を用い、その円形の中に禁止すべき特定行為の絵表示を記載する。

原則として絵表示は黒色、枠の中の地色は白とする。

(2) 危険の発生回避のための特定行為の義務づけ（指示）を表す場合には、円形

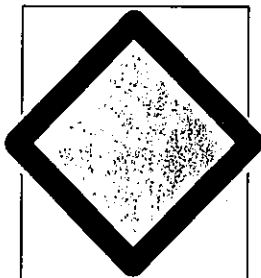


の青い地色の上に、義務行為を示す絵表示を記載する。

絵表示は、原則として、青地に白抜きとする。

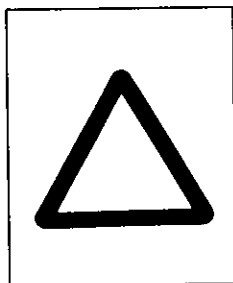
・ 危険の状態を表示するもの

(1) 発生の蓋然性が高い危険の場合
(可能性)



必ずしも誤使用とは言えないような、わずかな使用法の違い等によって発生しうる危険の状態を、直接的に警告する必要がある製品には、原則として、菱形(◇)の縁に黄赤の地色を用いる。縁および中の絵表示は黒色とする。

(2) 誤使用により発生する可能性のある危険の場合



明白な誤使用や誤操作によって発生する可能性のある危険を警告または注意する場合には、原則として、三角形（△）の縁に黄色の地色を用いる。縁および中の絵表示は、黒色とする。

b) シグナルワード（警告表現用語）：

『危険』『警告』『注意』の区分は次項④の定義に沿って決める。

c) 絵表示（シンボルマーク）：

当該製品に関連あると思われる絵表示には、表-1のような例がある。これらの事例を参考にし、ISO等との国際整合性も考慮に入れながら、関連業界の自主的な絵表示基準を作成し、活用することが望ましい。

洗浄剤・漂白剤等で想定される危険性のある行為の禁止、および危険を回避するための行為の義務の絵表示は、重要なものを厳選し、絵表示の下部にその絵表示の意味を簡潔な文字で表記することを原則とする。

家庭用塩素系製品にあっては、第三章（各論）で述べるような理由により当面は現在実施中の絵表示を継続使用するものとする。

d) 指示文表示

『まぜるな危険』や『必ず換気』等の危険回避のための文言や『15分以上洗眼する』等の応急処置のための重要な文言は、容器の見やすいところに表示する。下記の例のように同じ意味の行為の指示を、行為の禁止と行為の義務の両方で表現できる場合には、警告の効果を考慮して、用いる幾何学的な形状と整合化させる。

特定行為の禁止例・・・『子供の手の届く所に保管するな』

特定行為の義務例・・・『子供の手の届かない所に保管する』

一般的に、短い文章で完結する場合には行為の禁止の方が印象強いが、文章が長い場合には、行為の義務として表現した方が良いといわれている。

また、行為の禁止表示だけでは事故の防止が難しい場合には、下記の例の

ように事故防止用具の着用義務を（必要ならば絵表示と合わせ）表示する。

吸い込むな／マスク着用
目に入れるな／眼鏡着用
直接接触するな／手袋着用

④ 被害の程度と警告のためのシグナルワード（警告標識用語）の定義

想定される危険の状態と考えられる被害・損害の程度について以下のような区分を行い、それぞれ『危険』『警告』『注意』のシグナルワードを用いて、必要に応じ警告表示に付記するものとする。

なお、このシグナルワードは、洗浄剤・漂白剤等安全対策協議会において、定義した暫定的なものであり、現在（社）日本化学工業協会で検討されている化学製品全般の統一した定義が設定され次第、それに準拠するよう努力するものとする。

- ・『危険』：取扱いを誤った場合に、使用者が死亡または重症の被害を受けることが確実（または極めて高率）と想定される場合
（具体例：『毒物及び劇物取締法』の毒物またはそれに相当する化学製品
なお、毒物指定製品には『毒物』と表示する法定義務あり）
- ・『警告』：取扱いを誤った場合に使用者が死亡または重症の被害を受けることが想定される場合
（具体例：『毒物及び劇物取締法』の劇物またはそれに相当する化学製品
なお、劇物指定製品には『劇物』と表示する法定義務あり）
- ・『注意』：取扱いを誤った場合に、使用者が軽症を負うかまたは物的損害のみが発生する危険の状態が想定される場合

損害の程度の分類の判断の基準は下記のとおり

- ・ 重症：失明、皮膚炎症、けが、火傷、中毒等で後遺症の残るもの及び治療に入院、長期通院を要するもの
- ・ 軽症：治療に入院や長期の通院を要さないもの（上記以外）
- ・ 物的損害；家屋・家財及び家畜・ペットにかかわる拡大損害等

⑤ 危険回避および応急処置に関する表示例

a) 危険回避の表示例（危険が大きい場合に表示）

- ・警告表示への注意喚起 使用前に必ず使用上の注意表示を読むこと
- ・誤って飲む・食べる事故 食べ物ではない、子供に注意
- ・目に入る事故 眼鏡着用、目に注意
- ・皮膚・粘膜に接触する事故 刺激性あり、手袋着用、薄めて使用
- ・吸引による事故 喉に刺激あり、マスク着用、必ず換気
- ・廃棄する時の事故 使い切って捨てる、火中に捨てるな
- ・予見される用途外使用による事故 ○○に使うな、用途外使用禁止
- ・異物の混入による事故 混ぜるな、入れるな
- ・長期間保存による事故 期限表示、冷暗所保管
- ・爆発・燃焼（火災・やけど）の事故 ○○度以上厳禁、火気注意
夏期車中禁止、高温（○度以上禁止）

b) 事故発生時の応急措置に関する表示例

- ・誤食・誤飲の事故 水（牛乳）を飲ませよ、吐かせない
- ・目に入る事故 水で洗い流せ
- ・皮膚・粘膜に接触する事故 水で洗い流せ
- ・吸入による事故 新鮮な空気のある場所に移せ、安静に
- ・使用中異常を感じたり気分が悪くなったら使用を中止する
- ・医者にご相談する
- ・○○に連絡（電話）せよ 事業者の相談電話番号等

⑥ 警告表示の区分とレイアウト

容器の前面（表面）には、原則として、重大な危険が想定される場合のみ危険の程度と、最重要の文言を必要に応じて記す。絵表示や文言を増やすことは消費者の注意喚起を損ねる恐れがあるので避ける。

裏面に表示した使用上の注意や事故発生時の応急処置への関心を促すため、必要に応じて『必ず使用上の注意をお読みください』という旨の言葉を前面又は目立つ場所に掲載することも効果的である。

危険を回避する『使用上の注意』と事故発生時の『応急処置』の表示は、一見して分かるように区別して重要順に容器の裏面に表示するとよい。

Ⅱ. 各論：家庭用塩素系製品の警告表示のあり方について

(1) 『家庭用塩素系製品』の範囲

- ・次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする家庭用製品（一般的に主成分 6%以下）
- ・用途としては、漂白剤、トイレ用洗浄剤、カビ取り用洗浄剤、パイプ洗浄剤等
- ・製品形態としては、液体、泡状スプレー

(2) 警告表示に関する考え方

この各論部は、上記(1)項に述べた製品をとりあげ、総論部の手順にそって、現行の製品表示を分析し、分かりやすい表示のあり方を例示し、より効果のある警告表示の方法の事例を示すものである。

ここで示す事例については、主として、『洗浄剤・漂白剤等安全対策協議会』における検討結果を踏まえたものである。

家庭用塩素系製品の普及にともない、一般家庭で使用中に発生する危険の重要性を考え、10年近く前から危険回避するための表示のあり方について警告表示の自主基準を作成してきた。これらは『家庭用品品質表示法』にも反映され、市場に出ている製品への実施率は高く消費者にも広く認知されているところである。

なお、家庭用品品質表示法に定めた表示方法については、今後の同法運用方針等を踏まえることとし、また、自主基準の絵表示は当面継続して使用することとする。現在(社)日本化学工業協会において化学製品全般に共通する容器ラベル警告表示のガイドラインが検討されており、それらを考慮しながら、消費者にとって、より分かりやすい絵表示等の自主基準の改定を検討していくものとする。

(3) 表示内容を検討する際のチェック項目

当該製品の警告表示は、下記の諸点を考慮して検討してきた。

① 当該製品に含有される化学物質（原料）の生物学的な危険の評価

主成分（次亜塩素酸ナトリウム、水酸化ナトリウム）の目・皮膚への刺激性

② 当該製品に含有される化学物質（原料）の化学的な危険の評価

主成分（次亜塩素酸ナトリウム）が酸とまざると有害な塩素ガスを生成

③ 当該製品として使用される際に想定される危険の評価

- ・原料化学物質の含有状態（成分濃度等）に応じて考慮すべき身体への危険の評価
主成分の濃度や液性と文献等の安全性データから推定した誤飲、眼刺激性、皮膚刺激等
- ・製品形態から考慮すべき身体への危険および財産の損害性の評価
普通の容器、ポンプスプレー、付け替え容器等
- ・製品の用途・使用対象から考慮すべき財産の損害性の評価
金属・ホーロー製品等の酸化変色。繊維製品等の劣化・脱色
- ・製品の使用場所・保管場所から考慮すべき危険の評価
密閉室内での使用を避ける
- ・製品の使用者から考慮すべき危険の評価
幼児、体調不良者、皮膚過敏症の人等への配慮

④ 関連する法規制および自主基準

当該製品の表示に関連する主な規制には、『家庭用品品質表示法（品表法）』、『洗剤・漂白剤等安全対策協議会（安対協）自主基準』、『家庭用カビ取り・防カビ剤等協議会（カビ協）自主基準』等がある。

(4) 『家庭用塩素系製品』のラベル等に表示されている警告表示

① 危険回避のための警告表示例

- ・誤って飲む・食べる事故

| | | |
|-------------------|-------|---------------------|
| 子供の手に触れないようにする | ----- | 品表法 (全塩素系製品) |
| 同上の絵表示と「子供に注意」の文字 | ----- | 安対協自主基準 (全塩素系製品) |

- ・目に入る事故

使用の時は、液が目に入らないように注意する ----- 品表法
(洗淨剤)

絵表示と「目に注意」の文字 ----- 安対協自主基準
(全塩素系製品)

容器の側面を強くもってキャップを開けると原液が飛びだす恐れがあるので注意する ----- 品表法
(全塩素系製品)

壁や天井等顔より高い箇所に使う場合は、液をスポンジ等につけて塗る液の飛び散りや垂れのないように注意する ----- 品表法
(洗淨剤)

・皮膚に接触する事故

炊事用（ゴム製）手袋を使用する ----- 品表法
(全塩素系製品)

・吸入による事故

必ず換気をよくして使用する ----- 品表法
(全塩素系製品)

同上の絵表示と「必ず換気」の文字 ----- 安対協自主基準
(全塩素系製品)

熱湯では使わない ----- 品表法
(漂白剤)

体調のすぐれない方は使用しない ----- カビ協自主基準
(カビ取り用洗淨剤)
(症状例記載あり)

動物性ハケ又はブラシを使用しない ----- 安対協自主基準
(全塩素系製品)

使用の際はマスクを着用する ----- カビ協自主基準
(カビ取り用洗淨剤)

・予見される誤使用の事故

「まぜるな危険」と 塩素系 表示 ----- 品表法
(全塩素系製品)

酸性タイプの製品と一緒に使う（まぜる）と塩素ガスがでて危険 ----- 品表法
(全塩素系製品)

絵表示と「酸性タイプと併用不可」の文字 ----- 安対協自主基準
 (全塩素系製品)

他の容器に移して使用しない ----- 品表法
 (全塩素系製品)

専用ハンドスプレーを使用する ----- カビ協自主基準
 (カビ取り用洗浄剤)

・使用対象物の損傷の事故

使えるもの、使えないもの等の表示 ----- 品表法
 (全塩素系製品)

・用途外使用による事故

用途外には使用しない ----- 品表法
 (洗浄剤)

② 事故発生時の応急処置に関する表示例

・誤って飲む、食べる事故

万一飲みこんだ時は応急措置を行い医師に相談 ----- 品表法
 (全塩素系製品)

・目にはいる事故

万一目に入った時は応急措置を行い医師に相談 ----- 品表法
 (全塩素系製品)

液が目にはいったら、すぐ水で洗う ----- 品表法
 (全塩素系製品)

・皮膚に接触する事故

万一皮膚についた時は応急処置を行い医師に相談 --- 品表法
 (応急処置の内容は、製品の特性に応じて記載) (全塩素系製品)

・吸入による事故

使用中、目にしみたり、せきこんだり、あるいは気分が悪くなった時は使

用をやめて、その場から離れ、洗眼、うがい等をする

--- 品表示法

(全塩素系製品)

(5) 警告効果向上のための表示改良案

総論部で述べた一般的ガイドラインに沿って、現行の当該製品の表示を評価したところ、使用者に伝えるべき重要な警告要素の殆どを現行表示は満たしていると考えられることができる。しかし、現行の表示を読みやすくしたり区分したり順位づけたりし、危険の内容等の情報を具体的に付加することによって、危険の回避や応急処置等のあるべき行動を、使用者により明確に理解させることができる。今後も引き続き、適切な表示方法を検討することが望ましい。ここでは、今後の更なる自主基準づくりの参考に供する目的で、その検討結果を示すものである。

- ・『使用方法および使用上の注意を必ず読む』旨を正面または側面等の目立つ場所に記載する。
- ・「家庭用品品質表示法に基づく表示」の「使用上の注意」欄を危険回避に関する警告と事故発生時の応急処置に関する指示とに区分し、重要な内容順に表示する。
- ・「家庭用品品質表示法に基づく表示」の「使用上の注意」欄の中に、上記で区分した事故発生時の応急処置の表示の上部に「応急処置」の文字を追加する。
- ・「家庭用品品質表示法に基づく表示」の「特別注意事項」の中の『酸性タイプの製品と一緒に使う（まぜる）と塩素ガスが出て危険です』の危険の内容をより明確に理解できるよう『有害な』の記述を塩素ガスの前に追加する。
- ・「家庭用品品質表示法に基づく表示」の「使用上の注意」欄の中の『目に入ったときは、すぐ水で15分以上洗い流す』に障害の危険をより明確に知らせるため、『目を傷める』の記述を追加する。
- ・「家庭用品品質表示法に基づく表示」の「使用上の注意」欄中の、飲み込んだ場合の応急措置に「吐かせない」旨の記述を追加する。
- ・「家庭用品品質表示法に基づく表示」の「特別注意事項」の中に、『必ず換気よくして使用する』旨の記述を追加する。
- ・「家庭用品品質表示法に基づく表示」の「使用方法」欄の『冷水よりも温水の方が効果的』との表示を削除する。

(6) 現行表示と本ワーキンググループで検討した表示(案)の比較

① 容器正面(表)の特別警告表示例

現行表示

まぜるな危険

塩素系

- 酸性タイプの製品と一緒に使う(まぜる)と塩素ガスが出て危険です。
- お子さまの手にふれないようにしてください。
- 液が目に入ったら、すぐ水で洗ってください。
- 必ず換気してご使用ください。



検討表示案

まぜるな危険

塩素系

- 酸性タイプの製品と一緒に使う(まぜる)と有害な塩素ガスが出て危険。
- 液が目に入ったら、すぐ水で洗う。
- 子供の手にふれないようにする。
- 必ず換気をよくして使用する。

② 容器裏面の表示例

現行表示

| | | | |
|--|---|--|--|
| 持ちやすく、注ぎやすい計量キャップ付 1杯は…約23 ml | | | |
| 家庭用品品質表示法に基づく表示 | | | |
| ●品名/漂白剤●成分/次亜塩素酸ナトリウム(塩素系)●液性/アルカリ性●正味量/600 ml | | | |
| 白物衣料専用 | | | |
| 用途 | (洗たくのときに) ●白物の黄ばみ・黒ずみの漂白 ●赤ちゃんの肌着、おむつの漂白と除菌・除臭 | (しみ抜きに) ●白物についたコーヒー、紅茶、緑茶、インク、血液、果物や草の汁、調味料、汗によるしみの漂白 | |
| 使用量 | ●洗たく機(水30 L)なら70 ml(200 mlのコップで約1/3杯)、洗いおけ(水5 L)なら12 ml(キャップ半分強) | ●1 Lの水に10 ml(キャップ半分弱) | |
| 使い方 | ●洗たく用洗剤といっしょに入れて洗います。 | ●30分ぐらい(汚れのひどいときは少し長めに)浸したあと水ですすぎます。 | |
| 方法 | (使えるもの) ●白物のせんい製品(木綿、麻、ポリエステル、アクリル、レーヨン、キュブラ) (使えないもの) ●毛、絹、ナイロン、アセテート及びポリウレタンのせんい製品 ●色物・柄物のせんい製品 ●一部の樹脂加工されたせんい製品(ワイシャツのえり・そで口など) ●金属製のボタン、バックル ●獣毛のハケ | | |
| | ●試し方…目立たない部分に濃いめの液をつけ、5分ほどおいて黄変するものには使わないでください。●樹脂加工されたせんい製品が黄変した場合は、「○○○○○○○○」で元に戻ります。●せんい自体が変質して黄ばんだものは、漂白剤でも元に戻りません。 | | |
| 使用上の注意 | ●熱湯では使わない。●他の容器に移して使用しない。●炊事用等の手袋を使用する。●使用中、目にしみたり、せきこんだり、あるいは気分が悪くなったときは、使用をやめてその場から離れ、洗眼、うがいをする。●液が皮膚についたときは、水で洗い流す。●万一飲み込んだときは、牛乳か生卵または水を飲ませる。目に入ったときは、すぐ水で15分以上洗い流す。どちらの場合もすぐ処置したうえ、医師にみてもらってください。●容器を強くもってキャップを開けると原液が飛び出す恐れがあるので、注意する。●直射日光を避け、高温の所に置かない。 | | |
| ○○株式会社 | | | |



600 ml④

検討表示案



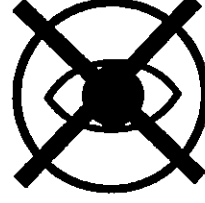

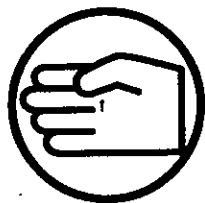


必ずご使用前に注意書と使用方法をお読みください

| | | | |
|--|--|--|--|
| 持ちやすく、注ぎやすい計量キャップ付 1杯は…約23 ml | | | |
| 家庭用品品質表示法に基づく表示 | | | |
| ●品名/漂白剤●成分/次亜塩素酸ナトリウム(塩素系)●液性/アルカリ性●正味量/600 ml | | | |
| 白物衣料専用 | | | |
| 用途 | (洗たくのときに) ●白物の黄ばみ・黒ずみの漂白 ●赤ちゃんの肌着、おむつの漂白と除菌・除臭 | (しみ抜きに) ●白物についたコーヒー、紅茶、緑茶、インク、血液、果物や草の汁、調味料、汗によるしみの漂白 | |
| 使用量 | ●洗たく機(水30 L)なら70 ml(200 mlのコップで約1/3杯)、洗いおけ(水5 L)なら12 ml(キャップ半分強) | ●1 Lの水に10 ml(キャップ半分弱) | |
| 使い方 | ●洗たく用洗剤といっしょに入れて洗います。 | ●30分ぐらい(汚れのひどいときは少し長めに)浸したあと水ですすぎます。 | |
| 方法 | (使えるもの) ●白物のせんい製品(木綿、麻、ポリエステル、アクリル、レーヨン、キュブラ) (使えないもの) ●毛、絹、ナイロン、アセテート及びポリウレタンのせんい製品 ●色物・柄物のせんい製品 ●一部の樹脂加工されたせんい製品(ワイシャツのえり・そで口など) ●金属製のボタン、バックル ●獣毛のハケ | | |
| | ●試し方…目立たない部分に濃いめの液をつけ、5分ほどおいて黄変するものには使わないでください。●樹脂加工されたせんい製品が黄変した場合は、「○○○○○○○○」で元に戻ります。●せんい自体が変質して黄ばんだものは、漂白剤でも元に戻りません。 | | |
| 使用上の注意 | ●他の容器に移して使用しない。●容器を強くもってキャップを開けると原液が飛び出すおそれがあるので注意する。●使用するときは、炊事用の手袋を使用する。●熱湯では使用しない。●直射日光を避け、高温の所に置かない。 (応急処置) ●目に入った時は目を開めることがあるので、すぐ水で15分以上洗う。●飲みこんだ場合には吐かせず、すぐに口をすすぎ、コップ1~2杯の牛乳か水を飲ませる。どちらの場合もすぐ処置したうえ、医師に相談する。●皮膚についた時は水で洗いながす。●使用中目にしみたり、せきこんだり、あるいは気分が悪くなったときは使用をやめてその場から離れ、洗眼、うがい等をする。 | | |
| ○○株式会社 | | | |

600 ml④

【 表-1 】 絵表示（図記号 シンボルマーク）

(1) 洗浄剤・漂白剤等に既に使用されている絵表示

| | | | |
|---|---|--|---|
|  <p>酸性タイプと併用不可</p> |  <p>子供に注意</p> |  <p>目に注意</p> |  <p>必ず換気</p> |
|  <p>炊事手袋使用</p> |  <p>マスク・手袋着用</p> |  <p>専用スプレー</p> | |

(2) J I S、通産省ガイドライン（平成7年2月）の化学製品に係る絵表示例

| | | | |
|--|--|---|---|
|  <p>刺激性・有害性</p> |  <p>警告一般</p> |  <p>腐食性</p> |  <p>火気厳禁</p> |
|  <p>毒性</p> |  <p>引火性 可燃性</p> |  <p>破裂性 爆発性</p> | |

(3) (社) 日本化学工業協会で作成された絵表示例



(4) 化学製品に関するその他の絵表示例



表示・取扱説明書適正化委員会委員構成

| | | |
|-----|-------|----------------------------|
| 委員長 | 宮村 鐵夫 | 中央大学理工学部管理工学科教授 |
| | 青木 伸 | (財) 日本電気用品試験所安全センター所長 |
| | 青葉 益輝 | (社) 日本グラフィックデザイナー協会理事 |
| | 有島 健生 | 学習院女子中高等科教授 |
| | 上田 惇生 | (社) 経済団体連合会広報部長 |
| | 岡野 泰三 | (社) 日本玩具協会専務理事 |
| | 角野 祥三 | 製品安全協会専務理事 |
| | 川島 霞子 | 東京都地域婦人団体連盟副会長 |
| | 川又 輝長 | (社) 日本スポーツ用品工業協会専務理事 |
| | 斉藤 有常 | 日本百貨店協会品質管理室長 |
| | 佐々木 修 | 日本商工会議所理事 |
| | 下村 康夫 | 日本ハウスウエア協議会 |
| | 堤 忠義 | (社) 日本ガス石油機器工業会消費者関連委員会委員長 |
| | 中谷 節男 | (財) 日本規格協会理事 |
| | 馬場 敏夫 | (社) 全国家具工業連合会常務理事 |
| | 古川 哲夫 | (財) 日本消費者協会総務室長 |
| | 前島 明宏 | 日本チェーンストア協会商政第二部次長 |
| | 榊田 文八 | 日本石鹼洗剤工業会広報委員会委員 |
| | 三宅 康運 | (財) 日本品質保証機構理事 |
| | 山崎 令氏 | (財) 家電製品協会消費者政策部会表示WG主査 |
| | 吉岡 初子 | 主婦連合会事務局長 |

(五十音順 敬称略)

表示・取扱説明書適正化委員会
個別品目（家庭用塩素系製品）ワーキンググループ委員構成

| | | |
|-----|-------|------------------|
| 委員長 | 梶田 文八 | 日本石鹼洗剤工業会広報委員会委員 |
| | 飯田 英宣 | 日本家庭用洗淨剤工業会 |
| | 奥村 純子 | 家庭用カビ取り・防カビ剤等協議会 |
| | 川島 霞子 | 東京都地域婦人団体連盟副会長 |
| | 瀧澤 清 | 日本チェーンストア協会 |
| | 吉岡 初子 | 主婦連合会事務局長 |

（五十音順 敬称略）